一般社団法人日本獣医腎泌尿器学会
ホームページ運用及びロゴマーク使用に関する細則

２０２６年１０月２０日制定

（目的）

第１条　本細則は、一般社団法人日本獣医腎泌尿器学会（以下「当法人」という。）のウェブサイト（以下「当法人ホームページ」という。）へのリンク、当法人ロゴマークの使用、著作権の帰属及び免責事項等について必要な事項を定めることを目的とする。

（ホームページへのリンク）

第２条　当法人ホームページへのテキスト（文字）によるリンク設定は、事前の申請及び許可を要さず、原則として自由とする。

２　前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する目的でのリンク設定は認めない。

（１）営利を目的とする宣伝または広告活動

（２）政治、宗教または思想活動

（３）公序良俗に反する内容の掲載

（４）当法人の信用または品位を損なうおそれのある行為

（ロゴマークの使用禁止原則）

第３条　当法人ロゴマークは、当法人の信用及び品位を象徴する重要な財産であり、非会員または外部団体等による外部利用は、原則として認めない。

（ロゴマークの使用許可及び申請手続）

第４条　前条の定めにかかわらず、当法人が主催、共催または後援する事業等、当法人の活動に直接関係する場合に限り、当法人ロゴマークの使用申請を受け付けるものとする。

２　当法人ロゴマークの使用を希望する者は、あらかじめ次の各号に掲げる情報を当法人事務局に提出し、許可を得なければならない。

（１）使用目的

（２）使用媒体（ウェブサイト、印刷物等）

（３）掲載場所及び掲載期間

（４）掲載イメージ（デザイン案）

（ロゴマークの使用条件及び遵守事項）
第５条　前条の規定により当法人ロゴマークの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
（１）ロゴマークの色、縦横比の変更、部分使用その他の改変を行わないこと
（２）営利目的、政治活動または宗教活動に利用しないこと
（３）当法人の信用または品位を損なうおそれのある利用を行わないこと
（４）許可された目的以外の用途へ転用しないこと

（使用期間の限定）
第６条　当法人ロゴマークの使用許可には、必ず有効期限を付すものとする。
２　使用者は、前項の有効期限が満了したときは、直ちに当該ロゴマークを削除または消去しなければならない。

（継続的監視及び是正措置）
第７条　当法人は、当法人ロゴマークの適切な運用を確保するため、許可後においても次の各号に掲げる事項について継続的に確認を行う。
（１）掲載内容の変更の有無
（２）ロゴマークの転用、再利用、改変または誤用の有無
（３）掲載先における事業内容等の変更の有無
２　当法人は、不適切な利用または本細則への違反を確認した場合、使用者に対し直ちにロゴマークの使用停止及び削除を求めることができる。
３　使用者が前項の求めに応じない場合、当法人は必要な是正措置または法的措置を講じるものとする。

（著作権の帰属）
第８条　当法人ホームページに掲載されている文章、画像、ロゴマーク、資料等の著作権その他の知的財産権は、当法人または正当な権利を有する第三者に帰属する。

（免責事項）
第９条　当法人は、外部サイトから当法人ホームページへのリンクにより生じたトラブルまたは損害について、一切の責任を負わない。
２　当法人ホームページの内容は、予告なく変更または削除されることがある。

この細則は、２０２６年１０月２０日より施行する。